

静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の

一部改正について（案）の概要

1 規則等の案の題名

静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正について（案）

2 改正しようとする規則等

静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(平成 15 年 4 月 1 日規則第 140 号)

3 規則等を定める根拠となる法令の条項

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年 4 月 14 日法律第 20 号)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和 45 年 10 月 12 日政令第 304 号)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生労働省令第 2 号）

4 改正の趣旨及び規則等の案の内容（改正の内容）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「施行規則」という）第 5 条第一項の規定により、特定建築物の所有者は特定建築物ごとに建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という）を選任しなければならない。

現在は、施行規則第 5 条第 2 項の規定により、原則として、一の特定建築物の管理技術者が同時に他の特定建築物の管理技術者とならないよう選任することとされている。

しかし令和 3 年 12 月 24 日に公布された「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和 4 年 4 月 1 日施行）により、上記の規定が削除された。ただし、管理技術者に選任しようとする者が同時に 2 以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることとなる際には、建築物所有者は管理技術者が兼務をしても業務に支障がないことを確認しなければならないこと、当該特定建築物について当該特定建築物所有者等以外に特定建築物維持管理権原者があるときは、あらかじめ、当該特定建築物維持管理権原者の意見を聴かなければならないことが新たに規定された。

そこで、静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則で定める「特定建築物届出書」及び「特定建築物届出書届出事項変更届出書」に、選任された管理技術者が 2 以上の特定建築物の管理者を兼務する際に前述の確認を行ったかを確認するための記載が必要となった。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和 4 年 4 月 1 日